

平成24年9月

篠栗町議会第3回定例会  
会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：9月10日(月)～21日(金) 12日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	9	10	月	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・請願の報告</li> <li>・議案等の委員会付託</li> </ul>
				総務建設常任委員会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託案件審査</li> </ul>
				本 会 議		<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> </ul>
第2日	9	11	火	考 案 日		
第3日	9	12	水	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	9	13	木	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	9	14	金	予算審査特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第6日	9	15	土	休 会		閉 庁
第7日	9	16	日	休 会		閉 庁
第8日	9	17	月	休 会		閉 庁
第9日	9	18	火	決算審査特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第10日	9	19	水	決算審査特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第11日	9	20	木	予 備 日		
第12日	9	21	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・所管事務の閉会中の継続調査の件</li> </ul>
						閉 会

# 平成24年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成24年9月10日(月) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 1番 , 2番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 請願の報告
- 第5, 議案等の委員会付託について
- 第6, 議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第7, 議案第38号 篠栗町教育委員会委員の任命について
- 第8, 議案第40号 工事請負契約の締結について  
〔篠栗町防災行政無線(同報系デジタル化)整備工事〕

# 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
39	篠栗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
40	工事請負契約の締結について 〔篠栗町防災行政無線(同報系デジタル化)整備工事〕	総務建設 常任委員会
41	工事請負変更契約の締結について 〔篠栗町社会体育館改修工事〕	文教厚生 常任委員会
42	平成23年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分について	決算審査 特別委員会
43	平成23年度篠栗町歳入歳出決算の認定について	決算審査 特別委員会
44	平成24年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について	予算審査 特別委員会
45	平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	予算審査 特別委員会
46	平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	予算審査 特別委員会

# 請願文書表

請願 番号	受 理 年月日	件名・要旨・請願者・紹介議員	付託委員会
1	平 成 24 年 8 月 31 日	<p data-bbox="338 405 1273 483">「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の 関係機関に求める意見書提出に関する請願</p> <p data-bbox="408 528 922 607">請願の要旨： 請願書添付につき省略</p> <p data-bbox="408 667 1031 786">請願者の住所及び氏名： (住所) 篠栗町大字和田910-175 (氏名) 一ノ瀬 治茂</p> <p data-bbox="408 853 991 931">紹介議員： 飯田 浩二      村瀬 敬太郎</p>	<p data-bbox="1300 629 1476 707">文教厚生 常任委員会</p>

# 平成24年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成24年9月12日(水) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	2 番	飯田 浩二	議 員
2.	12番	荒牧 泰範	議 員
3.	5 番	大楠 英志	議 員
4.	11番	後藤 百合子	議 員
5.	4 番	横山 久義	議 員

# 平成24年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成24年9月21日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第39号 篠栗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2, 議案第41号 工事請負変更契約の締結について  
〔篠栗町社会体育館改修工事〕
- 第3, 議案第42号 平成23年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分について
- 第4, 議案第43号 平成23年度篠栗町歳入歳出決算の認定について
- 第5, 議案第44号 平成24年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について
- 第6, 議案第45号 平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第7, 議案第46号 平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第8, 請願1号 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願
- 第9, 意見書案第2号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書
- 第10, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成24年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月10日(開会)



平成24年 第3回 定例会 会議録

日時 平成24年9月10日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	藤 和 義
教 育 長	郡 嶋 正 弘	総 務 課 長	城 戸 清 壽
財 政 課 長	中 山 博 之	会 計 課 長	高 木 美 奈 子
まちづくり課長	城 戸 安 行	税 務 課 長	吉 村 英 治
住 民 課 長	藤 佳 光	国保健康課長	石 内 清 之
福祉環境課長	小 南 満 代	こども育成課長	松 尾 耕 志
栗の子保育園長	宮 石 満	産業観光課長	三 明 祐 治
建 設 課 長	藤 博 文	上下水道課長	安 河 内 正 邦
学校教育課長	松 田 秀 幹	社会教育課長	阿 部 正 博

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	主 事	高 濱 守 央
-----	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、平成24年第3回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

なお、各常任委員会の閉会中の所管事務の調査結果はお手元に配付のとおりでございますので、御一読をお願いします。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において1番、村瀬敬太郎議員、2番、飯田浩二議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から9月21日までの12日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月21日までの12日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、お手元に配付のとおり、議案第37号から議案第46号までの計10議案と請願1件でございます。

それでは、議案第37号から議案第46号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。本日、平成24年第3回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り、まことにありがとうございますございました。

例年になく暑かったことしの夏もやっと終わり、最近は朝夕心地よい涼しさを感じております。ことしの夏は数回、大雨洪水警報が発令されましたが、我が町では幸いにも被害の出る状況には至りませんでした。しかし、九州北部豪雨災害は、森

林セラピー基地仲間のうきは市や八女市など、県内をはじめ大分、熊本両県にも大きな被害をもたらしました。九州は毎年どこかで豪雨災害や台風災害に見舞われる地域であります。今後とも防災を怠らないようにしてまいります。

議案の説明に入ります前に、6月議会以降の諸情勢報告をいたします。

第180回通常国会は9月8日に閉会いたしました。いよいよ政局が動き始めたという気がいたします。国の安定した政権誕生こそ、住民の皆さんと直に接する基礎自治体である我が町としても望まれるところであります。国も、また地方も安定した政策のもとで穏やかに安心して行政が進められる状態が望ましいと思います。11月にはにわかに総選挙の月になるような気配であります。どのような政権が誕生いたしましたとしても、高齢者福祉政策をはじめ国、地方が抱える数々の課題が慎重に審議され、住民の皆様にとって安心して暮らせる時代が続くようにと願っております。

さて、去る8月21日に開催されました須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会で組合長として、クリーンパークの存続について、施設はまだ十分にその機能を発揮することができる状況であることから、今後とりあえず10年間、運用を延長することを基本的な考えとして、関係各方面との交渉に入りたいと述べております。今後、地元町としても、須恵町外二ヶ町清掃施設組合と連動して関係各方面との調整に努力してまいります。

昨日開催されました福岡県消防操法大会では、篠栗町消防団は尾仲班が自動車ポンプの部、山王班が小型ポンプの部に糟屋地区代表として出場いたしました。惜しくも優勝を逃しましたが、尾仲班が3位、山王班が4位と、両チームとも入賞を果たすことができました。こうした頑張りが篠栗町の防災意識の向上に必ずや生きてくると思っております。これまで努力してまいりました篠栗町消防団に敬意を表しますとともに、応援いただいた議会の皆様にも感謝申し上げます。

次に、森林組合合併の件について御報告いたします。

現在、篠栗町森林組合は、産業としての林業経営を安定化させるため、福岡市森林組合、福岡広域森林組合、嘉飯山森林組合をはじめ糟屋郡ほかの小規模組合など10組合とともに、合併に向けて作業を進めております。

平成25年4月1日に新組合発足となる予定でございますが、新組合の本店（予定地）を篠栗町内でとの関係組合の意向を受け、このたび篠栗町旧役場庁舎別館を有償貸与すべく準備に入りました。これによりまして、町所有資産の有効活用が可能となるとともに、林業活性化に向けた基点が我が町にできることとなります。

のことは篠栗町にとりまして、林業振興のために大変ありがたいことであり、今後、合併森林組合の発展のために、できるだけ町としても協力をしてまいりたいと考えております。

また、長年の懸案事項でありました篠栗町の老朽危険空き家対策について、この対策事業を実施することとし、要綱を定めました。本定例会にて御報告いたしますが、その目的は、地域の防災及び防犯等の向上を図るため、長年にわたって使用されず、適正に管理されていない老朽危険空き家のうち、所有者から、その建物及び土地を町に寄附等がなされたものを除去する事業であります。町民の安全及び安心を確保するための環境整備等の推進に資することを目的としたものであります。この要綱につきましては、今後さらに篠栗町において実効性を高めるために修正を加えることもあろうかと考えております。議員の皆様のお知恵をいただければ幸いです。

最後になりますが、本定例会は私にとりまして任期最後の議会であります。2期目の任期中、職員に対しては事業の優先順位を間違わないようにと、かつ予算の効率的な執行を心がけるように指導してまいりました。平成23年度は、議会と住民の皆様との深い御理解と職員の努力が実った胸を張ることのできる決算であろうと自負しております。

それでは、ただいまから議案についての説明をいたします。

本定例会に提案しております議案は、議案第37号から議案第46号までの10議案であります。

議案第37号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本議案は、現委員であります井口彌江氏が、本年12月31日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第38号は、「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、現委員であります棚橋利昭氏が、本年9月30日をもって任期満了となるため、新たに林 巖氏を同委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第39号は、「篠栗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、乳幼児医療の助成対象を拡大することにより、子育て支援の充実を図るために本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、助成対象者を小学校就学前から小学校6年生までに拡大するもの、助成対象者のうち小学生については入院のみの助成とするもの及び題名に「子ども」を追加し、「篠栗町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例」に改めるものであります。

議案第40号は、「工事請負契約の締結について」であります。

本議案は、「篠栗町防災行政無線（同報系デジタル化）整備工事」を日本電気株式会社九州支社支社長 紫尾淳一と3億3,600万円で契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容は、防災行政無線の老朽化及び国による情報伝達のデジタル化の方針により整備をするもので、国庫補助事業を利用して行う事業であります。

なお、本事業は、国の3次補正によるもので、今年度内の工事完了が義務づけられております。通常は、前年度中に設計を行い、次年度に工事实施をするのが普通でございますが、これを単年度で行うため、残された期間が約6カ月と、通常の工期よりも短い状況にあります。このため一日も早い着工が必要であり、本件を、緊急を要する案件として、審議及び採決について特段の御配慮をお願いするものであります。

議案第41号は、「工事請負変更契約の締結について」であります。

本議案は、篠栗町社会体育館改修工事について796万6,350円を増額し、総額5,962万6,350円で株式会社浅沼組九州支店執行役員支店長 田島茂文と変更契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な理由は、不可避な地盤の隆起に対し梁を補強追加することで構造耐力が向上し、隆起の抑制ができるため、この箇所の工事を追加するもの及び工事の施工に伴い、関連する工事を追加する必要性が生じたため、工種及び内容を変更するものであります。

議案第42号は、「平成23年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分について」であります。

本議案は、平成23年5月に公布された地域主権改革一括法の施行により、地方公営企業法の一部が改正され、減債積立金などの法定積立金の積み立て義務が廃止

されたことに伴い、平成23年度決算から、剰余金の処分については、「条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て行うこと」となったために議会の議決を求めるものであります。

内容は、利益剰余金処分数額1,200万円を地方公営企業法第32条第2項の規定により、減債積立金へ積み立てるものであります。

議案第43号は、「平成23年度篠栗町歳入歳出決算の認定について」であります。

本議案は、平成23年度篠栗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第44号は、「平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」であります。

本議案は、平成24年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ5億662万円を追加するものであります。

歳入につきましては、平成23年度に確定しました繰越金3億8,035万6,000円の追加計上が主なものであります。そのほかに国庫支出金249万円、県支出金1,502万6,000円を追加計上し臨時財政対策債521万円を減額、自然災害防止事業債8,600万円、普通交付税2,757万6,000円などを追加計上しております。

歳出の主な内容は、まず総務費の情報システム管理費におきまして、パソコン及びプリンターの修繕料100万円を追加計上しております。

民生費におきましては、障害者福祉費、重度障害者医療対策費、児童福祉振興費及び乳幼児医療対策費の国庫及び県費補助事業について、昨年の事業実績に伴い発生した補助金返還金2,323万1,000円を追加計上し、国民年金事務費のシステム変更委託料84万円、乳幼児医療対策費のシステム変更委託料262万円5,000円を追加計上しております。

衛生費におきましては、国庫及び県費補助事業について、昨年の事業実績に伴い発生した補助金返還金335万3,000円を追加計上し、ポリオ予防接種事業委託料1,184万9,000円を追加計上しております。

農林水産業費におきましては、農林環境整備事業費として、極楽池維持補修工事3,100万円を追加計上しております。

土木費におきましては、道路橋梁費として、鳴湊萩尾線地すべり対策費5,1



00万円、田ノ浦線地すべり対策費3,500万円、尾仲津波黒線ほか舗装工事2,000万円、乙犬中園線改良工事3,500万円を追加計上し、河川費として上河原井堰改修工事790万円、和田水門自動転倒化改修工事費950万円を追加計上しております。

消防費におきましては、県操法大会出場訓練手当として費用弁償404万4,000円を追加計上しております。

公債費におきましては、繰上償還を行うため、2億7,046万7,000円を追加計上しております。

次に、債務負担行為につきましては、粕屋南部消防組合の高機能指令センター整備に係る地方債元利償還金について債務負担行為を行うものであります。

また、地方債の補正につきましては、臨時財政対策債及び防災対策事業債の借入限度額の変更を行うものであります。

議案第45号は、「平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」であります。

本議案は、保険者が納付する本年度の拠出金等の額の確定及び平成23年度の国庫金等の精算に伴う返還金の補正により、歳入歳出それぞれ7,037万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ31億8,657万1,000円とするものであります。

議案第46号は、「平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」であります。

本議案は、平成23年度の保険料・滞納繰越額の確定に伴う保険料負担金の補正により、歳入歳出それぞれ1,129万4,000円追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億5,236万円とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由であります。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（今泉正敏君） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありますか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、請願の報告をいたします。

請願1件を受理しておりますので、事務局より報告させます。

清原事務局長。

○事務局長（清原眞也君） 報告いたします。

請願 1 号

受 理 年 月 日 : 平成 2 4 年 8 月 3 1 日

件 名 : 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」  
を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願

請願者の住所氏名 : 糟屋郡篠栗町大字和田 9 1 0 - 1 7 5

一ノ瀬 治 茂

紹介議員は飯田浩二議員と村瀬敬太郎議員でございます。

なお、請願の趣旨等につきましては、お手元に配付の資料のとおりでございますので、省略させていただきます。

以上、報告を終わります。

○議長（今泉正敏君） 日程第 5、議案等の委員会付託についてを議題といたします。

議案第 3 7 号から議案第 4 6 号までの 1 0 議案と請願 1 件を一括議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち議案第 3 7 号と議案第 3 8 号の 2 議案は人事案件でございますので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

また、議案第 4 0 号は緊急な案件として本日の日程とし、お手元に配付の議案付託表のとおり所管の総務建設常任委員会に付託し、審査の後、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第 3 9 号と議案第 4 1 号の 2 議案と請願 1 件については、お手元に配付の議案付託表及び請願文書表のとおり、所管の文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第 4 2 号及び議案第 4 3 号の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く 1 0 人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託した



いと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第44号から議案第46号までの補正予算3議案については、議長を除く11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算審査及び決算審査の両特別委員会の正副委員長については議長が指名したいと思いますますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認め、議長が指名いたします。

委員長に6番、草場謙次議員、副委員長に2番、飯田浩二議員を指名いたします。

それから、規則1件、要綱2件については、所管の常任委員会にて報告を受けていただき、報告2件については、決算審査終了後に全員で報告を受けたいと思います。

ここで、次の日程に入ります前に本会議を暫時休止し、議案第40号の審査を行います。

総務建設委員会の方は委員会室にお集まりください。

休止 午前10時18分

再開 午前10時40分

○議長(今泉正敏君) それでは、本会議を再開いたします。

日程に従い議事を進めます。

日程第6、議案第37号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案の説明を福祉環境課長に求めます。

小南福祉環境課長。

○福祉環境課長(小南満代君) それでは、御説明いたします。

議案第37号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律）第139号第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 : 糟屋郡篠栗町大字若杉376番地137

氏 名 : 井口 彌江

生年月日 : 昭和21年10月28日

平成24年9月10日提出

篠栗町長 三 浦 正

（提案理由）

人権擁護委員の井口彌江氏が平成24年12月31日をもって任期満了となるため、再任でございます。

次ページに履歴書及び経歴を記載しております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの福祉環境課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第38号、篠栗町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の説明を学校教育課長に求めます。

松田学校教育課長。

○学校教育課長（松田秀幹君） 説明いたします。

議案第38号

篠栗町教育委員会委員の任命について

次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律）第162号第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 : 糟屋郡篠栗町大字和田635番地  
氏 名 : 林 巖  
生年月日 : 昭和25年12月21日

平成24年9月10日提出  
篠栗町長 三 浦 正

（提案理由）

教育委員 棚橋利昭氏が、平成24年9月30日をもって任期満了となるため。  
なお、履歴については裏面に添付のとおりでございます。

- 議長（今泉正敏君） ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、これより採決を行います。  
本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。  
よって、議案第38号は原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。  
日程第8、議案第40号、「工事請負契約の締結について」〔篠栗町防災行政無線（同報系デジタル化）整備工事〕を議題といたします。  
本案は総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
松田委員長。

- 総務建設委員長（松田國守君） 報告します。

議案第40号

工事請負契約の締結について

本議案は、篠栗町防災行政無線（同報系デジタル化）整備工事について、次のように契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

1. 契約の目的 篠栗町防災行政無線（同報系デジタル化）整備工事
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約金額 3億3,600万円
4. 契約の相手方 福岡市博多区御供所町1-1  
日本電気株式会社九州支社

支社長 紫尾 淳一

質疑・意見でございますが、総事業費、それから設計業者とその落札金額、そして指名業者の総数、これらが質疑されました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 質疑じゃないんですが、議決するんで、消費税を含むという表現をしておっていただいたほうがよろしいんじゃないかなと思うんですが、額面を。

○議長（今泉正敏君） 委員長、契約金額は先ほど申されましたが、そのうちの取引に係る消費税及び地方消費税の額を一応……

○総務建設委員長（松田國守君） 報告の中に入れてくれということですか。

○議長（今泉正敏君） ここの会議録に残したほうがいいと思いますので、その分を一読しておいてもらえますか。

○総務建設委員長（松田國守君） わかりました。

私がするんですか。

○議長（今泉正敏君） 読み上げられたほうがいいんじゃないですか。

○総務建設委員長（松田國守君） 契約金額と消費税ですね、それだけでいいですか。

○議長（今泉正敏君） はい。

○総務建設委員長（松田國守君） 契約金額は3億3,600万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は1,600万円でございます。

よろしいですか。

○議長（今泉正敏君） はい。

ほかに質疑ないですか。

それでは、質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これを持ちまして散会といたします。

散会 午前10時48分

平成24年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月12日(一般質問)

平成24年 第3回 定例会 会議録

日時 平成24年9月12日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	藤 和 義
教 育 長	郡 嶋 正 弘	総 務 課 長	城 戸 清 壽
財 政 課 長	中 山 博 之	会 計 課 長	高 木 美 奈 子
まちづくり課長	城 戸 安 行	税 務 課 長	吉 村 英 治
住 民 課 長	藤 佳 光	国保健康課長	石 内 清 之
福祉環境課長	小 南 満 代	こども育成課長	松 尾 耕 志
栗の子保育園長	宮 石 満	産 業 観 光 課 長	三 明 祐 治
建 設 課 長	藤 博 文	上 下 水 道 課 長	安 河 内 正 邦
学校教育課長	松 田 秀 幹	社 会 教 育 課 長	阿 部 正 博

出席した議会事務局職員

局 長 清 原 眞 也 主 事 高 濱 守 央

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で会議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、傍聴者の皆様へお願いをいたします。

議場の秩序を乱し、議事の妨害あるいは他人の迷惑となるような行為は慎んでいただきますようお願いをいたします。

なお、皆様へ配付しております一般質問通告書一覧1ページにございます注意事項も厳守していただきますよう、お願いをいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は5名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様は、議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発となることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

後日テープ起こしをして精査するために、最終日まで時間をいただき、議長判断を報告させていただきます。御協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可します。

質問順位1番、飯田浩二議員。

○2番（飯田浩二君） おはようございます。議席番号2番、飯田でございます。

今回は、平成23年度9月議会及び12月議会において、私が一般質問しました2件について、その後の経過等についてお伺いいたします。

まずは、昨年9月議会で、「ゆるキャラの誕生」の推進や「ご当地ナンバープレート」の導入を提案しましたところ、「ゆるキャラ」については、町とは別に商工会青年部の方たちの努力のおかげで、ことし4月29日に、大和の森の妖精「くりみん」を誕生させてくれました。

「くりみん」は、今月も高齢者の集いや全国ブロガー交流会など町内のイベントで活躍中です。また、町外でも「お砂踏みin長崎」、「門司港トロッコ列車とりレー対決」、「ご当地キャラ大集合inももち」などに参加予定となっております。篠栗町のPRに頑張っています。きのうも商工会へ、テレビ東京より10月に「所さんの学校では教えてくれないそこんトコロ」への出演依頼がありました。一般質問させていただきました私としましても本当にうれしく、いいことをしてくださっているなと思っております。



「ご当地ナンバープレート」につきましては、当時の答弁の中で、「税務課で発行していますナンバープレートの在庫がまだたくさんあることと、制作費が別途かかりますので、今後検討したいと思います」と答えられました。しかし、昨年9月議会の一般質問から1年もたたないうちに、在庫がたくさんあったはずのナンバープレートですが、ことし7月に50ccと125ccのナンバープレートを発注されたと聞きました。今回、ナンバープレートの在庫が少なくなった時点で「ご当地ナンバープレート」の導入を検討されましたか。もし、検討されたとしたら、これまでのナンバープレートと比較して、新しく「ご当地ナンバープレート」を導入した場合、制作費にどれくらい差が生じるのか算出されましたか。

この「ご当地ナンバープレート」は「ゆるキャラ」とは違い、民間では導入できません。今回の発注経過内容と選考されなかった理由についてお聞かせください。

ことし、ゆるキャラである「くりみん」の誕生のおかげで、篠栗町の観光面や商工面では町内・町外あるいは全国へ、篠栗町がこれまで霊場のまちとして知られてきた以外に、新たなアピールの発信が始まっているのではないのでしょうか。この機会を大切に考えられ、「ご当地ナンバープレート」の導入を再検討していただくことを切に願います。

次に、12月議会で一般質問しました公衆トイレの整備計画について質問いたします。

答弁では、「公衆トイレの整備計画は観光審議会に諮り、協議しながら決定しています。設置場所は駐車場が確保できる土地を候補地とし、立地条件や協力者の条件等も考慮して、総合的に判断して選定していきたい」と答えられました。

現在建設中の郷の原地区の公衆トイレは駐車スペースも少なく利用しにくい、また、維持管理も難しいと、近隣住民の方たちはかなり不満を持っておられます。その件は執行部も御存じかと思いますが、あえて今の場所に建設されるには、何か中・長期的な計画があって遂行されていると考えます。今、描いておられる構想を地元の方たちが納得されるよう、再度説明をお願いします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。それでは、ただいま飯田議員から御質問のありました2点について、順を追って答弁いたします。

まず、ご当地ナンバープレートについてでございます。

ご当地ナンバープレートについては、平成23年9月定例会でも御質問いただいておりますが、本町では、新規登録台数がこの1年間で125ccが79台、90ccが17台、50ccが271台、その他ミニカーが6台、合計373台の新規登録となっております。

平成24年7月現在のナンバープレート在庫数は、125ccが18枚、90ccが86枚、50ccが133枚、その他ミニカーが297枚でございます。特に、125ccと50ccは新規登録が多く、在庫も少なくなったために、7月下旬にそれぞれ300枚、200枚を発注いたしました。500枚以上にするのは単価が安くなるためでございます。

この際に、ご当地ナンバープレートにつきましては担当課から業者に照会いたしました。原板を新しく作成すれば約150万円、現在使用している原板を一部変更すれば100万円程度、またナンバープレートの制作単価が1枚110円から350円に上がるということでございました。現在の財政状況または費用対効果等を考えますと、すぐに導入するという必要はないかなど。しかし、全国的には少しずつ新課税標識を導入している自治体もございますので、飯田議員が言われますように、我が町篠栗をアピールしていくことは大変大事なことでございますから、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、公衆トイレにつきましては、本町における公衆トイレの整備は、昭和50年ごろから観光主要施設の周辺に整備が進められてまいりましたが、くみ取り式トイレは臭い、汚い、暗い、怖いといったイメージがあり、平成7年度から多機能型水洗トイレへの建てかえを進めているところでございます。

具体的な観光トイレの整備計画は、おおむね半径500メートル範囲内に1カ所を目安に公衆トイレの整備を計画しており、観光審議会に諮り、協議しながら進めているところでございます。今年度着工しております郷の原地区の公衆トイレ建設につきましては平成18年度から観光審議会に諮り、優先順位1位として新吉野公園周辺に建設することとしておりましたが、候補地の近隣住民の同意が得られず、滞っております。

御質問の新吉野公園公衆トイレの設置場所は、新吉野公園に花見や散策に訪れる観光客のためのトイレとして、造成費用が最小限度で、駐車場を確保できる土地を候補地として、協力者の条件等を総合的に考慮して、多機能型トイレ1基、小便基1基、小規模なバイオマストイレとして建設いたしているところでございます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位 2 番、荒牧泰範議員。

○ 1 2 番（荒牧泰範君） 議席番号 1 2 番、荒牧です。

財政力低下に歯どめを求めるといふことで町長にお尋ねいたします。

健全財政を目指すとうたわれ、町長就任から約 8 年になりますが、財政的な数値を見ると、国の施策による扶助費の増加はいかんともしがたいとして、

\_\_\_\_\_公債費は、以前は臨時経済対策債の採用や繰上償還により高い交付税算入値での返済でしたが、このところ繰上償還をなされておられませんので、平成 2 8 年度以降は厳しい見通しです。また、財政力指数も、都市計画区域の見直しなどの交付税増額措置や人口増及び地方税増額のための誘致等が行われていないために横ばい状態です。経常収支比率や実質公債費比率は悪化し、基金残高は当時より 6 億円以上減少しています。

まだまだ他の自治体に比べ健全な運営状態ではありますが、篠栗町としては、数値上とはいえ、近年において最悪の状態と思われまふ。そこで、3 期目の出馬表明をなされておられますので、これからのまちづくりになさねばならない財政力向上の具体的な施策を挙げて、改善策を示していただきたいと思ひます。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を三浦町長に求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、荒牧議員の財政力低下に歯どめをについて答弁いたします。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

まず、財政の諸指標の現状について説明いたします。

公債費についてでございますが、平成17年度から23年度の7年間で起債残高は約130億4,000万円から99億9,000万円となり、この間、約30億6,000万円を償還してきたところでございます。そのうち平成19年度からの5年間で約9億9,000万円は繰上償還を行っております。しかしながら、議員御認識のとおり、今後も厳しい償還が続くわけでございまして、平成26年度までは約11億円を超える償還となることや、さらに平成29年度には2億円近い一般財源の投入が必要となる見込みであることは、議会の中でも再三申し上げているところでございます。

財政力指数は地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値を過去3年間の平均値であらわすものでございます。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになります。この基準財政収入額、基準財政需要額は、普通交付税を客観的、合理的に算出するためのものでございまして、基準財政収入額は、地方公共団体の標準的な税収入の見込みを一定の基準を用いて算定したもので、基準財政需要額は、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を運営するに当たり、必要な経費を福祉、教育など、さまざまな行政分野ごとに算定した合計でございまして、

さて、本町の基準財政収入額は、この7年間で24億4,000万円から27億3,000万円の間で、基準財政需要額は、48億5,000万円から51億5,000万円の間でございまして、財政力指数は0.5から0.53の間で推移しているところでございます。

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標でございまして、人件費、扶助費、公債費など、毎年度の経常的な経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする経常的に収入される一般財源の額に占める割合でございまして、比率が高いほど財政構造上の硬直化が進んでいることをあらわしておりまして、80%以上を上回らないことが望ましいとされている指標でございまして、

本町の経常収支比率は平成17年度においては88.8%、増加傾向の中、平成19年度の95.4%をピークに減少いたしまして、平成23年度においては89.0%となっております。

このような中、もちろんこれまで行財政改革などにより歳出削減に努め、かなりの効果が得られたと感じているところではございますが、行政サービス水準の維持や向上に努めることは厳しい状況であることは否めず、税収の伸びが期待できない中で、扶助費などの義務的経費が今後増加することも予想されますし、依然として財政運営の硬直化が進んでいくのではないかと憂慮しているところでございます。

実質公債費比率は例年増加し、平成17年度はマイナス1.5%、23年度は7.6%となっています。このことは年間の公債費の償還等に係る町単独費用の負担割合が増加したことになりますが、これまでたびたび説明してきましたように、その原因は、臨時経済対策債等の起債を30年から40年という長期の返済とし、据え置き3年、償還12年の計15年の理論償還に基づき補填される交付税の額との乖離が出たために、指標としての実質公債費比率が見かけ上、低くなったためでございます。その改善を図るため、その対策としての繰上償還を行っているところでございます。

基金残高は、平成23年度末において約29億1,800万円で、平成17年度末時点と比べ5億2,000万円程度減少しております。平成21年7月に発生しました九州北部中国豪雨災害の災害復旧に充てるため、21年度、22年度において4億6,700万円の取り崩しを行いましたのも大きな原因でございます。その他公共施設の整備や公債費の償還に充ててきたところでございます。

このような状況を踏まえ今後の財政運営を考えますと、公債費につきましては、今後も歳出削減に努め、基金の繰り入れも視野に入れながら、積極的に繰上償還を行っていくことが重要であろうと考えております。また、税収増加が見込める施策についても検討していきたいと考えております。

高齢化社会が一層進展するこの時代、いかにして高齢者に元気に楽しく過ごしていただけるかが、医療費の伸びを抑え、健全財政の基盤をつくることになるかという考えをしっかりと持って、行政運営を進めていかなければならないと考えております。

そうした中、篠栗町のすばらしい自然環境を生かす市街化開発、環境に配慮したバイオマス関連企業の誘致などを推し進めてまいりたいと考えております。そのために都市計画マスタープランの修正を行い、21世紀型の篠栗町の姿を描いて、皆様と議論しながら実現していく必要があるかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 12番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） 財政用語を微に入り細に入り説明をいただきましてありがとうございました。

長かったんで、こちらも少し長い再質になるが、まず初めに、

---

---

---

---

---

財政力指数は先ほど申されましたように、標準の需要額を云々という話でしたが、要は、最後のほうに聞いておりますと、それを上げるための誘致なり、もしくは線引きなりを早急にやる手だてがあるのかないのかというのをこの場で教えていただきたかったなと思うところがあるので、もしそれが今、可能ならば、お答えいただきたいなと思います。

それと、起債償還計画としては、先ほどおっしゃったように、実質の償還計画と理論償還の差が生じてというのはわかるんですが、その分を補填するために今まで9億なさとおっしゃいましたが、たしか今定例会で提案されていますが、余ったからやりますよというような格好になっているんですが、そうでなくて、向こう28年までの間に、単年度ごとに最初に償還分を別途2億円とか3億円とかとって、それからやっていこうという手法も一つの手じゃないかなと思うんで、それをどう思われるかなというのをお尋ねしたいと思います。

また、これはちょっと話がそれますが、財政と同じで、大切なまちづくりの一つとしてひとづくりというのもあろうと思うんですが、今月5日付の西日本新聞で、篠栗中学校の生徒会活動が大きく取り上げられておりましたが、生徒たちの垣根を越えたボランティア精神と地域を思う心、町長はそれを率直にどう思われるのか。また、町として手を差し伸べられるべきところじゃないかと思うのですが、これからのまちづくりの大きな役割を担う彼らのために何か手を尽くすことがないか、町長に加えてお尋ねしたいと思います。

お願いします。

○議長（今泉正敏君） 大きく3点ですかね、町長、よろしいですか。

三浦町長。

○町長（三浦 正君）

---

---

---



---

---

---

---

---

いわゆる具体的な政策を挙げるための線引きとしてのお尋ねがございました。最後のほうで申し上げましたとおり、都市計画マスタープランにまず修正を加えていくことが一番大事であろうかと思っております。そうした中で、町の都市計画図あたりも変えていく。そんな中で、しっかりとして市街地、あるいは私ども土捨て場等々が民間、公共も含めて、採石場跡地であるとか土捨て場とか有効に利用活用すべき土地が多々ございます。そういうことも含めて、今後、また計画を県に申請すべく、町の都市計画審議会に諮っていかうと考えているところでございます。

理論償還等の乖離もあるけれども、やっぱり繰上償還をもっと計画的にすべきじゃないかという御質問がございましたが、これも一理ある考え方であろうかと思えます。ただし、それをまず当初予算に上げて、その分、基金を崩してというような、帳じりを合わせるというようなことはなかなか難しい。私の政策的な判断として、それを財源として、基金を崩してまで計画的に繰上償還をしていくということは、当初予算で上げることは、今は踏み込んでないところでございます。しかしながら、内々の財政も含めた計画としては、この28年度までに繰上償還をここまでしようということは思っている腹案もございますので、今後また議会に御説明していきながら理解を求めていきたいと思えます。

最後に、ひとづくりという観点から、9月5日の西日本新聞の記事のことについてもお話がありました。篠栗中学校で非常にいい取り組みがなされておりまして、いわゆる地域の方々と一体となって、何か私たちにできることをやろうという生徒会の発案に基づきまして、今度9月の中旬の週末に、お遍路道を中心とした美化作業をやろうということが具体的に発案されて、それには地域の方々、いろんな方々も一緒に参加しようということが話題として取り上げられてきました。

このことは私ども平成17年、18年から「学びあい、支えあい地域活性化推進事業」、それから校区ごとのまちづくり事業というものを地道にそれぞれの校区で続けてきていただいた方々の心が子どもたちに通じ、そしてまた、子どもたちも地域の人たちにといい思いで今度の一つの具体的な活動になったのではなかろうかと

思っております。

子どもといたしましては、学校に対する直接的ないろいろな取り組みの支援もさることながら、子どもたちを取り巻く学校、家庭、地域という一つの大きなこれまでそれぞれの融合に基づく地域づくりということの観点から、学校と地域のそれぞれにいろいろな取り組みの橋渡し、それから提案をしてまいりたいと思っております。今後も篠栗町の中学校、小学校も含めてですけれども、特徴ある活動ができるように支援してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 詳細は予算審査のときに聞かせていただきます。

終わります。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



---

○議長（今泉正敏君） それでは、次に行きます。

質問順位3番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） 議席番号5番、大楠英志でございます。質問を行います。

三浦町長は、6月議会終了後、「3期目の町長選に出馬する」とのプレス発表をされました。11月に町長選挙が予定されていまして、今後の町政の動向が気になるところではございますが、私は、2期目4年間の三浦町政についてお尋ねをいたします。

「新しい個性の創造」、「新しい公共の実現」、「未来に続く持続可能なまちづくり」、これは三浦町長が行政説明会の資料にうたっているテーマでございます。三浦町長は、2期8年間で、このテーマを基本理念として精力的にまちづくりに努めてこられたと存じます。枚挙にいとまがないほど多くの施策をこなしてこられたのですが、2期目4年間の実績の中から主なものを取り上げて質問いたします。

① 観光の目玉は、やはり森林セラピー基地の認定を受けて、平成22年9月に森林セラピー基地のグランドオープンと篠栗九大の森ウオーキングコースの開設事業だと考えます。環境・観光・健康をキーワードに、「お遍路のまち」＋「森林セラピー基地」は、心と体の癒し効果のあるすばらしい環境を持ったまちとして篠栗町の知名度が上昇していると聞きます。また、セラピーガイドの皆さんによります「森の風・篠栗」が設立をされまして、受け入れ態勢の充実にさらなる研鑽を積み重ねることを期待されております。そこで、森林セラピー利用の現況と実績をお尋ねいたします。

② 篠栗町は健康なお年寄りが多い。この質問につきましては、「広報ささぐり」9月号にて特集扱いで大きく掲載をされてございました。重複いたすと思っておりますが、あえてお尋ねいたします。

篠栗町は健康なお年寄りが多いその根拠は、高齢者の医療給付費が糟屋地区内1市7町の中で7番目と低く、介護の認定率は福岡県内でも最も低いとの報告を受けております。これは民生委員、福祉協力員のお世話で各行政区において行われております「いきいきサロン」や介護ボランティア制度等によるものと考えられますが、高齢者の医療費の増大に頭を抱えている自治体が多い中、大変喜ばしい事象でございます。これに対する主な対策や事業の報告を求めたいと思っております。

③ 森林整備事業についてお尋ねをいたします。

篠栗町を訪れる方から、「篠栗町の森林はよく整備されていて気持ちがいいですね」と褒めていただきます。森林環境税による整備事業や竹林ボランティアによる整備によるところが大きいのではないかと考えます。事業実績の報告を求めます。

④ 協働のまちづくり事業についてお尋ねをいたします。

この事業は大変すばらしい事業だと考えています。この事業を通して篠栗町の人材育成、地域の活性化が図られると期待をしております。発足当初は500万円の予算をつけてのスタートでしたが、平成24年度は300万円の予算措置と記憶をしております。いま少し事業の広がりには欠けていると私は思うのですが、現状の報告とどのような課題があるのか尋ねます。

⑤ クリーンパーク道路について質問いたします。

懸案の用地交渉が全て完了し、クリーンパーク道路（乙犬中園線、乙犬切通線）でございますが、平成24年度中に完成予定と担当課より聞いております。長い間の協議、折衝を重ねられた地元の地権者をはじめ、執行部、関係職員の方の御労苦に感謝をいたします。

この道路は、前職の町長からの懸案事項で、用地交渉等諸問題で硬直状態になっていた時期がございましたが、「三浦町長のみずからの行動による誠意ある対応とリーダーとしての決断力によるところが大きかった」と伺っています。現在、道路工事が急ピッチで進められておりますが、進捗状況をお尋ねいたします。

⑥ 町民の方から、篠栗町の現時点における課題は何かと聞かれます。以前は合併問題等もあり、町政に関心もあったが、合併も現実味がなくなった今、町長から、「町の問題はこのようなことですよ」と議会等の質問で町民に提示していただきたい。「町の問題を自分たちも知って共有したい」と、ありがたい御意見でございました。現時点における町の最重要課題を数項目、町民の方にわかりやく挙げていただきたいと思っております。

最後になります、7番目でございますが、三浦町長が2期目の4年間に取り組んでこられた町政の成果と総括を求めたいと思っております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、大楠議員の御質問に順を追って答弁いたします。

まず最初に、「森林セラピー利用者の現況と実績について」のお尋ねでございます。

す。

平成22年9月にグランドオープンいたしまして、12月から月1回のイベントを実施いたしました。雪による天候不順も影響いたしますし、もともと一つのグループが10人程度で森林の中で癒しを求めて入っていただくという、そういう企画でございますので、少人数の企画でございます。

平成22年度の体験者は、案内人が同行した分の合計は266人ございました。しかしながら、ロードマップを持たれて、それぞれ御自分で多くの方が散策される姿を見かけるようになったところでございます。

平成23年度は、森林を訪れる利用者に対して、森林浴効果が上がるような散策や運動を現地で案内する案内人の会「森の風“篠栗”」が正式に発足し、毎月の特別企画や森週間といったイベントを企画・実行していただきました。また、行政区のイベント等や学校でのイベントでも御利用いただきまして、セラピー体験者数といたしましては、1周年記念イベントを含めて612人ございました。

本年度につきましては、案内人の会「森の風“篠栗”」の特別企画において、新たに篠栗町特有の観光資源であります篠栗四国八十八ヶ所をノルディックウォーキングでめぐる企画を実施するなど、新たなお客様の層の開拓にも取り組んでいるところでございまして、8月末現在で226人の方にセラピー体験をしていただいております。また、この間に、新聞やテレビなどマスコミにも多く取り上げられるようになりまして、森林セラピーの認知度や需要も高まってきたところでございます。豊かな自然環境や歴史文化と調和した持続可能な産業が発展したまちを目指す我が町といたしましては、森林セラピー事業は最も有効な施策の一つであると確信しているところでございます。

2番目の「健康なお年寄りが多いのは、いきいきサロンや介護支援ボランティア制度等によるものと考えられるが、見解を求める」という御質問についてお答えいたします。

昨年実施いたしました高齢者保健福祉計画のアンケート調査、通称「元気もん調査」では、日ごろの活動状態をはかるため、1,909人の方に活動量計を1週間身につけてもらいました。アンケート調査と活動量計の結果から、自治会活動やボランティア活動など地域の活動に積極的に参加している人は、活動量計では、日々さくさん体を動かしていることがわかりました。参加している活動の中で、いろいろな役割を果たしたり、仲間とコミュニケーションをとったりすることが心と体の健康に役立っているようでございます。まさしく議員御指摘のいきいきサロンや介護

支援ボランティア制度等は高齢者の社会参加につながっており、健康なお年寄りが多い要因の一つになっていると考えられます。

ちなみに、いきいきサロンの延べ参加人数は、平成23年度では5,831人、内訳は高齢者3,799人、福祉協力員等2,032人でございますが、介護支援ボランティアの平成24年度の登録者数は123人となっております。

次に、「森林整備事業について」お答えいたします。

本町では、長期間放置された荒廃したスギ・ヒノキ林を手入れし、健全な状態で次世代へ引き継ぐために、平成20年度から森林環境税を財源とする福岡県荒廃森林再生事業を活用いたしまして、森林所有者と協定を結び、間伐等森林の整備に取り組んでまいりました。その実績につきましては、平成23年度までに整備した森林の面積は142.25ヘクタールでありまして、また事業費は6,704万2,000円をかけております。これは全て県の補助金であります。

このように整備された森林には木漏れ日が差し、下層の植生を取り戻して、治山・治水はもとより、環境の保全という本来の機能を発揮するには十分効果を上げております。今後も森林の健全育成と環境の保全を積極的に進めてまいります。

4番目の「協働のまちづくり事業について」の御質問にお答えいたします。

篠栗町協働のまちづくり事業補助金制度は平成22年4月からスタートし、ことし3年目を迎えました。当該補助金制度は、5人以上が集まって、みずから進んで地域の活性化や地域が抱える問題の解決を図ろうとする場合に、30万円を限度として補助金を交付し、自主的な地域活動を町が後押ししようというものでございます。

初年度の22年度には15件を交付決定いたしまして、計331万7,097円の補助金を交付しました。23年度は12件で277万1,734円、今年度は7月までに11件の申請がっております。これまでに多くの方々が当該補助金制度を活用した事業に参加して活動されました。そして、この活動を通じて、地域の活性化はもちろんのこと、地域での人材発掘と育成といった効果も上がっております。

ただ、先ほど申しました実績の数値をごらんになると、議員が言われるように、事業の広がりには欠けるものではないかと感じられるのかもわかりません。確かに、2年目の実績は初年度を下回っておりますが、今年度は7月末で既に2年目の実績と同程度の件数となっており、一気にではありませんが、着実に広がりを見せているという認識を私は持っているところでございます。

これまでに幾度となく申し上げてまいりましたが、人々の支え合いと活気のある

社会をつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が「新しい公共」と言われるものであります。これは日本に古くからあった、人や地域のきずなをつくり直すことにほかならないものでございます。

篠栗町でこれから「新しい公共」を実現していくためにも、この協働のまちづくり事業補助金制度は重要なツールであると考えておりますので、当該制度が今後さらに住民の皆さんに利用しやすいものとなるように、広報やホームページを使った制度の周知はもとより、気軽に補助金の申請が可能となるような必要書類の作成作業を職員が積極的にサポートするなどの取り組みを、町民の代表で組織する協働のまちづくり推進協議会とともに考えて、充実を図ってまいりたいと思っております。

5番目のクリーンパーク道路についての御質問にお答えいたします。

道路改良工事につきましては、用地買収が一部完了した平成22年度より、乙犬中園線の井尻交差点より南側へ向かう区間から着手いたしました。その後、乙犬切通線の新設区間となる箇所盛土工の一期工事を、さらに平成23年度から乙犬中園線の小林四つ角から乙犬切通線の交差点部付近までの改良工事に着手し、用地も本施工期間中に全ての取得が完了したことから、この一部区間の工事完了と供用開始も行っております。

現在、乙犬切通線の切通池付近までの改良2期工事に着手しており、乙犬中園線と乙犬切通線の接続交差点部の改良工事を追って発注し、全線の工事完了及び供用開始を図ってまいりたいと考えております。

6番目の御質問にお答えいたします。

町民の皆さんがみずから町の課題を知って共有したいという御意見を述べられているとお聞きし、私も胸が熱くなる思いでございます。自分たちの町は自分たちでつくる。その心意気で皆が応分の貢献をすることによって、支え合いと活気のある地域共同体ができる。これこそが、私が繰り返し申し上げております「新しい公共」の実現であります。篠栗町の「未来に続く持続可能なまちづくり」、そして「個性あるまちづくりの創造」に欠かせないものであると考えております。

さて、町の重要課題をわかりやすくということですので、簡単に申し上げますと、まず人口問題について、近くこれまで増加してきた総人口が頭打ちとなり、減少していくと予想されております。さらに少子高齢化の進行により、高齢化比率の増加は避けられない状況でございます。

その対策として、20歳代から40歳代の年齢層の人口維持を図り、少子高齢化の進行を防ぐとともに、町の活力を維持していこうと考えております。そのために



は若い世帯が転入し、暮らしやすいまちづくりを進めることが必要であります。若い人たちが町にとどまり、働けるよう、福岡都市圏の持続可能な発展とさらなる産業振興が必要でありますし、篠栗町で家族が安心して暮らすための保健、医療、福祉の充実はもちろん、子育て支援、教育環境、住環境整備の充実も求められます。

また、これらのまちづくりを実現するためには、当然、相応の予算が必要となっております。国はもとより地方公共団体も非常に厳しい財政状況の中にあり、篠栗町も例外ではありません。限られた予算の中で、いかに効率的に、かつ効果的な配分を行い、メリ張りのきいた行財政運営を行っていくのか、これから町民の皆さんとともに知恵を絞り、しっかり汗をかいてまいりたいと考えております。

最後に、4年間取り組んできた成果についての御質問がございました。

一言で言うことはなかなか難しいことでございます。成果というわけではございませんが、まず、平成21年7月に発生いたしました中国・九州北部豪雨災害により、町内山手地区においてお二人の人命を失い、町内複数カ所で土砂災害が起こり、昭和48年災害以来の大規模な豪雨災害を経験したことでございます。

3日間560ミリという豪雨は、このところの気象状況を考えると、また降る可能性のある雨量である。そういうことから、この災害をきっかけに、町民の防災意識の向上と災害対策を重点政策とし、災害に強い篠栗町を目指して、さまざまな取り組みを継続しているところであります。

こうした中、昨年3月11日の東日本大震災が発生いたしました。原子力発電所の爆発もあり、全国的に防災に対する関心が大いに高まりました。まちの防災力は、まちのレベルの指標と考えられる時代になりつつあります。今後も、いかに災害を未然に防ぐか、災害が発生したときに最小限に食いとめるかは、町にとって最重点課題であろうかと考えております。

私は、2期目の柱に「環境」「健康」「観光」の融合を唱えてまいりました。そうした意味から、事業を取り組んでまいりましたが、先ほどの項目にもありました「森林セラピー基地篠栗」の取り組みも、その一つであります。あるいはバイオマスボイラー設置による再生可能エネルギー使用の取り組みも同様であります。こうした「環境」「健康」「観光」の融合をさらに進め、篠栗の個性がさらに町内外にアピールできるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、「協働のまちづくり」の視点は、私が平成16年に町長に就任して以来、意識し続けているまちづくりの重要な視点であります。それを具体的にする事業として、「協働のまちづくり事業補助金制度」は少ない事業費で大変大きな効果を生

んでいると考えております。これからの時代は、「自分たちのまちは自分たちの手で」という自治意識の積み重ねこそ大変重要になろうと思っております。また、その自治意識による行動とその結果の積み重ねの中に、篠栗町の新しいまちづくりがあると考えております。

これからは、この自治意識をさらに一歩進めて、「住民の皆さんが主体性を持ってまちづくりに汗をかいて、その行動と結果にみずから喜びを感じる意識」、すなわち「新しい公共」の意識のもとに、職員と住民の皆さんとともにまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 5番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） ただいま三浦町長から、詳細にわたり誠意のある答弁をいただきました。

私は、森林セラピー、それと協働のまちづくり事業は、今後の篠栗町の活性化には欠かせない事業だと考えておるわけでございます。それで、やはり一つの課といえますか、1ポジションでは、なかなかこの事業は、私はもう少し大きく広がって、補正予算を組まないかんようになるような事業じゃないかなと思っております。それで、先ほどの申請を簡素化にとかいうようなことを職員も手伝ってというようなことで、それは大変ありがたいことですが、これはまだまだ広がっていく事業じゃないかなと思っております。

それで、発足して3年ですかね、その意味も、もう一回見直すと申しますか、さらに充実されるためには、プロジェクトチームと申しますか、そういうことも考えていいのではないかなと思っておりますが、町長の見解がございましたら、いただきたいと思えます。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 今、大楠議員の御指摘のような内容につきましては、制度化している、あるいは制度化に取り組んでいるということではございませんが、私は、職員宛てのさまざまな会議の中で、まずは地域の住民であるということをお話ししていきながら、その地域での自分の仕事、自分の役割、自分の地域のために果たす活動というものが大変重要だということを常々申し上げているところでございます。

自治体によりますと、自治体によっては、例えば全職員をそれぞれ、篠栗でいえば21区、行政区がございしますが、それぞれの担当として配置しているというような町や市もございします。いろんな取り組みの事例も参考にしていきながら、今後、

まず地域の住民として、私たち職員がまず先頭に立って汗をかくということさら  
に進めていきたいと思っているところでございます。

また、町外職員もおりますから、町外に住んでいる職員については、町外での地  
域の頑張りも自分の一つの生き方として大変重要にしなければいけないというこ  
とも、あわせて話しておるところでございますし、それに加えて、この篠栗21区  
中のどこかの専属の担当というようなことも、今後、職員と協議していきながら進  
めていくことも一つの策であろうかと思っております。

○議長（今泉正敏君） 5番、大楠議員。

○5番（大楠英志君） 今、町長が言われました役場職員の頑張りをもう少し、しり  
をたたくと申しますか、激励するということで、ぜひ、そのように要望いたしまし  
て、質問を終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参りますが、間もなく1時間たちますので、  
先に10分の休憩を挟みたいと思います。

11時5分から開会いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（今泉正敏君） 再開いたします。

質問順位4番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君） 議席番号11番、後藤でございます。

ことしも猛暑が続き、子どもたちの健康状態が大変気になっておりましたので、  
この議題を町長に質問させていただきたいと思います。

小中児童・生徒の熱中症対策を問う。

近年では、熱中症などが社会問題となっています。その対策にミストシャワーの  
設置が進められています。このミストシャワーは、2005年の愛知万博で知られ  
て以来、ヒートアイランドや省エネ対策として注目され、商業都市や商業施設やイ  
ベント会場、駅など数多く採用されてきました。また、昨年の東日本大震災での計  
画停電の真夏の熱中症対策に省エネのミスト冷房方式が用いられ、設置が急速に進  
んできました。

ミストシャワーは、水道の蛇口と直結して、散布機を使い、水道水を霧状に噴射  
し、気化熱で周囲の気温を下げる仕組みとなっています。噴射に電気は不要です。  
水道料金は1時間で約6円程度で運転が可能です。設置費用も1セット2,500  
円くらいです。低コストですが、その割に冷却効果は高く、平均して二、三度ほど



気温を下げます。

ある小学校では、ミストシャワーが設置された渡り廊下は、アスファルトの駐車場に隣接し、太陽光の照り返しで気温が高くなる校内屈指の猛暑スポットでしたが、ミストシャワーで噴射された霧は素早く蒸発するため、体はぬれることなく、子どもたちからも、涼しく気持ちがいいと歓声が上がっているそうです。

これまで当町も、学校の暑さ対策には、扇風機やゴーヤなどの植物のグリーンカーテンでの屋内対策がメインでしたが、しかし近年のような猛暑では、部活や体育時での屋外での対策を考え、一人も熱中症被害者を出さないよう対処しなければならないと考えます。

そこで、明年に向け、小・中学校に猛暑対策の効果が望めるミストシャワーの設置を推進してはいかがでしょうか。各学校で導入されれば、その効果は教育現場の熱中症対策だけにとどまらず、猛暑の災害時など、体育館や避難所等での過酷な状況下であっても熱中症から免れ、ミスト冷房で少しは癒されることと思います。町長の所見をお伺いいたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、後藤議員の「小中児童・生徒の熱中症対策を問う」という御質問にお答えいたします。

熱中症は、暑熱環境下における身体適応の障害によって発生いたします。学校だけでなく高齢者の間でも多発したり、労働災害としての熱中症が発生したりするなど、大変危険な症状であると承知いたしております。

このような中、学校管理下における熱中症は、直射日光のもとでの長時間の運動や高温・多湿の場所での作業、また多量の発汗によって、その多くが発生していると言われております。そこで、町内の各学校は、熱中症予防としてふだんからの体調管理に努め、十分睡眠や休憩をとることや多量に汗をかいたときの対応として、水分や塩分を補給したり補充したり、長い時間、直射日光に当たるのを避け、通風を確保したりするよう児童・生徒に指導いたしております。

このほか学校がそれぞれ工夫して植栽しておりますグリーンカーテンの設置や小学校運動場の芝生化は、直射日光の軽減や照り返しの減少などの効果を生み、熱中症予防に一役買っているところでございます。

また、小・中学校の全教室に設置しております扇風機が教室の熱のこもりを防ぎ、

教室環境を快適にしているようでございます。

御指摘のミストシャワーも、噴霧した水の気化熱で周辺温度を下げることから、屋外での運動後等の熱中症予防に効果があると言われております。そこで、教育委員会とも協議しながら、小中学校長会を通じて、設置場所、費用、活用方法等、活用事例を提供しながら熱中症予防を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 後藤議員。

○11番（後藤百合子君） 質問ではありませんけど、ぜひ町長、よろしくお願いたします。期待しております。

以上です。要望です。

○議長（今泉正敏君） 要望として取り扱います。

質問順位5番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 議席番号4番の横山でございます。初めの質問は、3月議会から毎回取り上げております次期ごみ処理施設に関してであります。

まずは、6月議会における一般質問で質問と答弁がかみ合わず、9月議会ではっきりさせることにしておりました町道乙犬切通線の用地買収時における地権者との残り地についての約束事に関して質問を行います。

---

---

---

---

---

---

---

私の質問に町長は、町外の地権者に対し、別段の文書による約束を取り交わした経緯は全くございませんときっぱりと否定され、さらに加えて、全く根も葉もないことをさも事実のようにお聞きでございますが、このような事実無根の内容が本会議議事録として残されることは大変不本意でございますので、議長において、まずこの部分の削除を指示していただきたくお願い申し上げますと、まるで質問者の私が何か特別に失礼なことをしたかのような口調で言葉を発せられました。

しかし、その後、情報開示を行い、地権者5名全員の土地売買契約書を入手し確認したところ、町外の地権者の契約書にだけ括弧書きで残り地\_\_\_\_に関する約束事が29文字追加されておりました。この契約の締結には、当然、副町長や町長の決

裁印もあります。ここで町長にお聞きいたします。

なぜ、町外者の地権者のみに文書で約束し、地元の地権者には文書は書けないと言って差別されたのでしょうか。そして、そのことの審議を正した私に、なぜ町外の地権者に文書による約束を取り交わした経緯は全くないと答弁されたのか、説明していただきたいと思います。

それから、ついでにここで申し上げておきますが、土地売買契約書は、あくまで売買する土地に関する事項のみを書き記す文書であります。ですから、その契約書に関係ない土地に関する約束事を書き記すことは常識外れの行為であります。それくらいのことは、執行部も行政のプロですから、承知しておられるはずであります。それなのにどうしてこのような非常識なことを行われたのでしょうか。

通常、地権者との約束事は覚書で処理いたします。現に、ほかの町道では覚書で処理されてあります。それでは、なぜ今回に限って覚書で処理されなかったのでしょうか。疑問は膨らむばかりであります。私は憶測では断定するつもりはありません。ですが、このことだけははっきり申し上げます。

一つには、このケースの場合、たとえ特定の地権者だけに文書で約束したらしいとの情報を得たとしても、通常は覚書の有無を情報開示するのがふつうですから、その方法ではこの文書を見出すことはできなかったこと、二つ目は、幸いにして、私が地権者と親しかったため、的確な情報を得ることができたから今回の真相にたどり着けたということです。裏を返せば、幸運に恵まれない限り、今回のような町の隠蔽とも受け取れる行為を見抜くことは不可能だったということでもあります。そのことを申し上げ、次の質問に移ります。

町長は本年度の施政方針で、24年度中に次期プラント建設に関し大筋のめどを立てると発言されております。この発言は、当然、施設組合で審議なり協議されたことに基づいてなされたものと理解しますが、施設組合が考えている大筋のめどとはどのようなことなのか、さらに本年度も半分が過ぎようとしている現時点での新規プラントに向けての進捗状況を説明願います。

---

---

---

---

---

---

---

---



00万円で、基金等のほうが6億7,500万円上回っていることや、将来負担率を比較しても、糟屋地区においてよいほうから2番目であることを確認し、現在の財政状況がおおむね良好であることを最初に確認したと思います。

そして次に、この良好な財政状況は三浦町長になってのことなのか、それとも以前からよかったのかをお聞きしたら、就任前、すなわち平成16年度のほうが4億3,900万円ほどよかったとの回答がありました。町債を30億円減らしたとの発言は、恐らく23年度末との比較だと思います。

確かに、23年度で財政はある程度好転したことは事実でしょう。しかし、それでも数字的には、町有地の売却益や福岡県市町村振興協会交付金をつぎ込んで、何とか就任前の状態に追いついたにすぎないと私は推測します。これ以上、詳しくお話ししますと事前審査と言われそうですから、詳細については決算審査のときにお話ししたいと思います。

私は、22年度までの財政運営で財政を悪化させたとして執行部を追求するため昨年12月議会で質問したわけではありません。ただ、過去の財政状況もよかったことをはっきりさせておきたかただけであります。町長は、財政を立て直したと、事実と大きく違ったことをあえて会見の席で発言されましたが、その影響の大きさを考えられたのでしょうか。

新聞記事を読まれたのでしょうか。私の支援者数名から電話をいただきました。横山町長時代はそんなに財政が悪かったのですかとおしかりを受けました。もちろん詳しい説明を行い理解してもらいましたが、電話をかけてこられる方は氷山の一角にすぎません。恐らく町民の方の中に、この会見記事をうのみにされた方がかなりおられると考えるべきでしょう。なぜなら日本人は、新聞記事をそのまま受け入れる傾向があるからであります。つまり町長が、事実とかけ離れたことをさも事実であるかのように発言し、その内容が記事に載ると、そのことで町民の皆様は間違っただけの判断をされる恐れが多分にあるということでもあります。そのことをねらった町長の発言だったとすれば、それは法的にも問題だと考えます。ただ、ここでは法的なことはともかく、なぜ町長は財政を立て直したなどと町民に判断を誤らせるような発言をされたのか、説明願います。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、横山議員の御質問にお答えいたします。

次期ごみ処理施設について2点の御質問がございました。残り地の約束事についての御質問からでございます。

6月の質問答弁時に、別段の文書による約束を取り交わした経緯はございませんとお答えいたしました。それは今、議員からお話があったとおりでございます。受け取り方の違いではなかろうかというふうに思っております。契約書は、用地の買収に係る地権者との取り交わしの書面でございます。これをもって別段の文書と受けとめるのか否かがこの違いと思っております。

本質問の町外者地権者の土地売買契約書にある記載事項については、他の地権者からも要望がっております残り地\_\_\_\_\_について努力しますと、先ほどお話があった29文字の中で書いているものでございます。他者との均衡は十分保っているものと私どもとしては判断しております。

2番目に、次期ごみ処理施設に関してでございます。24年度中に次期プラント建設に関し大筋のめどを立てることと発言しているが、その後の経過についてということでございますので、クリーンパークの事業としての全般的な部分をここで御説明申し上げます。

今議会の冒頭でも報告いたしました。クリーンパーク施設の運用を大きな方針として、平成30年度から10年間程度延長することを基本的な考えといたしておりますということ、クリーンパーク議会の諸情勢報告の中でもお話ししたところでございます。この施設はまだまだ十分稼働可能でございます。そしてまた、この施設は総事業費約115億5,000万円で建設いたしております。平成29年度には建設に関します公債費、毎年8億3,000万円程度の返還が終了いたします。このような状況の中、新たにプラントを建設するにいたしましても、施設の本体建設費だけでも60億円の費用が必要となってくるものと思っております。この新たな投資をするよりも、修理を加えながら現施設を運用していくほうが、投資効果を最大限に利用する望ましい方向であると思っております。

御質問の中にはございませんでしたが、大牟田リサイクル発電に関しましては延長問題を協議しているところでございます。新聞報道などごらんになられたと思いますが、構成団体の中で、阿蘇広域行政組合と菊池市が、平成30年度以降はごみ固形化燃料RDFの処理委託契約を更新しないと通知しております。これによりまして、その他のところから延長期間を5年、10年等の意見が出ておりますが、延長に関しては、まだ不透明なところでございます。いずれにいたしましても、平成30年度以降は、RDFの搬入先の選択肢をもっと視野を広げて勉強していかな

ければならないと考えております。

近年、化石燃料の高騰でR D Fの燃料としての価値が見直され、大手製紙会社の燃料、下水汚泥の燃焼装置の燃料及び焼却施設での徐燃料等に利用されるようになりました。これをうまく利用して燃料として使っていくところを今、探っていくことも大事な仕事ではないかと思っております。今後、クリーンパークの運用を10年間程度延長することを基本的なこととする中で、関係各町、委託先の両町とは、糟屋5町のごみ処理に関する覚書の趣旨に基づき、今後5年間で協議してまいります。

また、地元の皆様とは、一般廃棄物処理施設建設工事に関する協定書、覚書等を尊重し、延長を御理解いただくため地元協議に行っておりますので、議員の皆様も御理解、御協力をよろしく申し上げます。

---

---

---

---

2番目の財政についての認識を再度問うということにつきまして、お答えいたします。

町財政につきましては、昨年の12月議会の横山議員の一般質問でお答えしたとおりでございます。御指摘の記事につきましては、交付税措置があるとはいえ、平成8年度末において36億5,000万円だった起債残高が毎年うなぎ登りにふえ続け、平成16年度末には約130億円を超えております。将来における負担となるこの借金を減らすべく努力をし、7年間で約30億6,000万円減らし、23年度末で100億円を切ることができましたという事実を言ったまでのことでございます。国政がどうなるかもわからない時代の中で、今後も厳しい財政運営が予想されますので、さらなる事業の見直しなど、一層の行財政改革に努めてまいりたいと思います。

その中で、いわゆる財政状況の有無を判断する、よしあしを判断するのは、各年度の区切った、その現時点でのことを言うのではなくて、将来に対する負担比率等も考えたフローで考えていくことがまず大事であろうかと思っております。その辺のところは議員との考え方が根本的に違うところではございましょうが、将来にわたってどう可能性があるのかということを中心に念頭に置きながら削減していく。それは当然のことながら、行財政がよくなったというふうに判断するのは、これまでのとお



りでございます。

○議長（今泉正敏君） 4番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） まず、答弁では私も理解できないんですけども、5名の地権者がおられるんですよ。そして、4名には口頭でしか回答できませんと言って、1名にだけは覚書ではない土地売買契約書を、本来はそんなところに書く必要はないんです。本当は覚書をきちっとつくって残すのが筋なんですけど、そういうこともしないで土地売買契約書に括弧書きの29文字で書いてある。しかし、それは何ら結局、1名の方だけそれを書いて、4名の方にも何ら問題はないみたいな、均衡が保たれているような、どこをどうひね繰り回したらそういうふうになるのか。

現に、私は地権者の1人に実際の文書も見せてお話をしました。非常に怒ってありますよ。町外の方1人だけは、結局、そういう文書を書いたらしいということはわかってしまったそうです。しかし、それならなぜ自分たちにも同じような文言でいいから文書を出さないのかと、書かないのかと、それはそう思うのが当たり前じゃないですか。今の町長の答弁だと、均衡を保っているから、何らそういうふうな言葉は返ってこないことを言われますが、現に怒ってあるんですよ。ほかの3名の方にはまだ話してない。

それともう一つ、ついでに言わせてもらおうと、結局、残り地を買うという口頭での約束、前の6月議会でも言いましたように、購入単価まで言っているんですよ。だから、購入単価を言われたら、やはり鑑定の有効期限というのは数年間しかないでしょう、長くても。だから、ここ1年度の間に残り地も買ってもらえると自分たちは思ったと。だから、はんこを押したんですよ。だから、今みたいなまだそういう当ても何もないのに予算化できませんよというような6月での答弁でしたけども、そういうことであつたら、自分は、はんこを押さなかったとまで言っているんですよ。自分はだまされたとまでは言っていないけども、非常に怒ってあります。

だから、そういうことを地元ですよ、今、町長は10年間継続をお願いしますだとか、それは施設組合の都合でしょう。地元はそんなことは関係ないんですよ。要するに、地権者の人たちは地元の大事なメンバーですよ。水利関係の。そういう方たちを怒らせる。そして差別する。そうすることによって、これは地権者だけの問題じゃありません。乙犬の関係者全員が知ることになるでしょう。そうなった場合、自分たちはばかにされているのかというふうな感情的なものが沸いてくると私は思いますよ。なる話がならなくなると思います。

---



だから、継続をお願いするならするで、そこらは本当に真摯な対応というものが  
必要じゃないかなということ、再度、私は聞いているんですよ。だから、そこは  
もう一度、私の質問に合った答弁をしていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの答弁の中にも、施設組合の都合、例えば大牟田発電がどうの  
こうのとあるけど、6月にも私は言ったと思うんです。それは施設組合の都合でし  
ょうと。でも、それをここで一体どうするんですかと。問題は、地元をお願いする  
のにそういうことは通用しませんよということなんです。

だから、私も非公式には、このままではまず新しいプラントはできないだろうと  
いう想定のもとでいろいろと意見交換しました。地元の方が言われるのは、次期プ  
ラントの場所を確保しなさいと、それが最低条件ですよと。そして確保しておけば、  
施設も立派だから、まだ使えるから、10年使えるかどうかわかりませんが、  
それはそれで応じてもいいだろうというふうなニュアンスもありました。

ですから、いずれ次のプラントに移らないといけないわけですから、そのプラントを  
努力して確保することが先決と思う、私は。だから、それをもって、それをしまし  
たからお願いしますというならまだテーブルに着くかもしれないけども、そういう  
努力も何もなされなくて、果たして地元がテーブルに着くのかどうかということ、  
私は老婆心で言っているんですから、別に責めるつもりで言っているんじゃない。  
それが交渉の基本だろうというふうなことで言っております。

それから、財政のことで、もちろん財政の取り扱い方というのはいろいろあると  
思うんですよ。ただ、三浦町長は、23年度との比較の中で、例えば30億円を減  
らしましたとか言われるから私は言っているわけですよ。それはそれで確かに、  
23年度は今度の決算のときにはっきりしますから、確かによくなっています。  
しかし、だからと言って、財政を立て直したという発言は何なのということを私は  
聞いているんですよ。

財政を立て直すということは、その前は悪かったということなんです。そして、  
自分がこの8年間で立て直しましたよということでしょう。現実、そうじゃないじ  
ゃないですか。16年からあなたが引き継いで、それから、最初の6年間は、正直  
言って5年か6年間は財政が悪くなってきた。それをやっと16年の状況に23年  
度で持っていったというのが現実じゃないですか。だから、それをあえて記者会見  
の席でそういう事実をいう必要はない。だから、自分にプラスにならないことは記  
者会見で言う必要もないんですけども、なぜそんな違ったことを言うのかと。だか  
ら正直言って私は迷惑ですよ。

1 1月選挙のことを三浦町長は出馬するということでは言われてます。自分で少しでも有利になるように記者会見されたんでしょうけども、例えば、もし私が出るといったって物すごく不利ですよ、そういう話というのはある程度浸透しますからね。新聞記事をコピーしていろいろ回られる恐れもあります。だから言っているんですよ。

記者会見は、将来の抱負はある程度のことを言われても構いません。でも実績は絶対に間違えるようなことは言っちゃいけないということで、なぜそれを言われたのですかと。だから、もう言ったことは仕方ないから、後、また記者会見をし直すか、あるいはまた、広報紙でそこら辺を町民の方に誤解をないように、はっきりと大きく載せるか、やっぱりそういう対応をしていただきたいと思います。それについてお願いします。

○議長（今泉正敏君） 横山議員、最初の残地のことについては、1問目ですね、再質ですね。それから、今、2問目のように聞こえたんですが、これは答弁は要りませんか、次期プラントのこととかいう分は。

○4番（横山久義君） それは要りません。

○議長（今泉正敏君） 要らないですね。じゃあ今のプレス発表のこと、二つですね。それでは、三浦町長。

○町長（三浦 正君） 1番目の質問、5人の地権者に対して、いわゆる同じ文面じゃないんじゃないかというお話でございますが、これはあくまでも括弧書きの中で、過去に、努力をいたしますという文章を書いて契約をしたものでございます。そういう面からして、口頭で他の地権者と約束したものと何ら問題はない、別なものではないというふうに認識しておりますし、その辺のところを議員がとりたてて、それぞれの地権者にまたこの文書を持って回って、要は、逆に私どもの取り組みについて、それをまた蒸し返すような行為をされてあるようなところは、非常に私どもとしては心外であるわけでございますが、実際、4人の地権者に対して再度説明をする必要があるのであれば、担当課、私どもとともに、4人の地権者に対して御説明をしていくこととしたいと思っております。

2番目の今、議長から質問ないか、答える必要はないということではございましたが、次期プラントの場所を確保するということは貴重な御意見として、私どもも、それは大事なことでありますので、当然のことながら、この5年半の中で、今後10年動かしていくことの御理解を求めるということも必要ですし、次期プラントについては、当然、それについて落とし込んでいくということも、また一方でしなけ

ればいけないことでもありますので、貴重な御意見としてお承りいたします。

3番目の財政の取り扱い方について、私は事実のみを申し上げただけでございまして、いわゆる不利になるとか有利になるとか、そういうようなことを申し上げておるわけではございませんで、ここに資料を持っておりませんが、平成16年度末の130億4,300万円から平成23年度の99億8,800万円まで下げることができましたよと。その中で災害復旧のために4億6,700万円の基金を取り崩し、災害関連の起債も3億5,000万円ふやしましたよと。その他にもいろんな起債をしていきつつも、100億円を切りましたよという話をしたわけでございまして、私の認識としては、当然、三位一体の改革等で国が本当に大変な切り詰めをしてきた中で、私としては、その財政をしっかり立て直していくことができたよと。将来に向かって持続可能な財政力を持つことができるようになったということをお願いしているわけで、何ら私が間違ったことを申したので、改めて記者会見をし直すとか、そういう考えは毛頭ございません。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 4番、横山議員。

○4番（横山久義君） そう言わざるを得ないんだろーと思えますけどね、町長としては今となっては。町外の地権者にこの29文字を入れる入れないで、担当課と関係者、何遍行き来したと思えます。そんな軽いもんじゃないんですよ、この文言を入れる入れないは。この文言が入らないとはんこを押さないと言われたんだと思えますよ。現にその地権者の方はそう言いましたからね、そうだろうと思うんですよ。だから、それほど重い文言なんです。だから、それがそんなに関係ありませんって言うんだったら、何らほかの4人も入れればいいじゃないですか。

また、契約書をさきに4名の方にしてあったんなら、覚書で同じ文言をして覚書をつくれればいいだけの話でしょう。それをなぜしなかったのですか。私は地権者をあおったり、そんなことはしませんよ。ただ、地権者には本当のことを言わざるを得ない。というのは、そういう疑問をずっと持つてあるんですよ、地権者の方は。自分たちだけは口頭やけど、でも今はだから、ひよっとしたらあの残り地も買ってもらえんのかなとかとまで疑ってありますよ。だから私は心配で言っているんですよ。そういうことで継続なんかできるわけがない。話なんか持つてこれるわけがないから言っているんですよ。だから、例えば今から先でも、4名に関しても同じ文言の覚書をつくりますだとか、そういう建設的な回答があつてしかるべきじゃないですか。それを聞いているんです。

それと、記者会見のところで私が問題にしているのは、財政を立て直したという文言があるから、それを言っているんですよ。だから、立て直すという意味が違うでしょうと。そのことについて、三浦町長はそれを記者会見で言ってないって言うことなんですか。私は書かれた記者に確認して質問しているんですよ。どうなんですか、そこは。その2点だけ。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 建設的な意見として言わなければいけないんじゃないかという1番目の質問でございますけど、議員が心配しておっしゃっているということにつきましては、心配していただいているということは十分理解いたしましたし、感謝申し上げますところでございます。地権者に対しましても議員がそこまで心配されるのであれば、じゃあまた個別にお話ししていきましようという建設的な話を申し述べたと思いますが、さらに建設的な意見が必要だということであれば担当課で考えていきますけれども、私どもといたしましては、最後に町外の地権者と契約した文書につきましては、これは当初から別途文書があったわけではない。指摘のあるような言い方で、ここだけ別の文書をつくったというような認識ではないということは改めて申し上げます。

ただ、4人の地権者が御心配されているということであれば、前向きにそれを説明する場を、私どもと4人の地権者の間で持つことはやぶさかではございません。

2番目の記者会見のことにつきましては、再三申し上げますように、私どもは30億円の借金を減らした。基金も崩さずに減らしていった。それで将来的な負担を随分よくしていったと。要は、そこは私どもとしては、財政を立て直したという認識のもとにやっているわけですから、私が言っていることについて取り消すつもりは毛頭ございません。

○議長（今泉正敏君） 3回を過ぎましたので、これで終わります。 \_\_\_\_\_

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

それでは、本日の日程が全て終了いたしましたので、これをもちまして散会いたします。

散会 午前 11 時 48 分

平成24年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月21日(採決)

平成24年 第3回 定例会 会議録

日時 平成24年9月21日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	藤和 義
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	城戸 清壽
財政課長	中山 博之	会計課長	高木 美奈子
まちづくり課長	城戸 安行	税務課長	吉村 英治
住民課長	藤 佳光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小南 満代	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
建設課長	藤 博文	上下水道課長	安河内 正邦
学校教育課長	松田 秀幹	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長 清原 眞也 主事 高濱 守央

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、9月12日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、質問議員と協議の上、一部文言の取り消しと字句等の訂正を行っております。御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

また、意見書案が1件提出されましたので、本日の議題といたします。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第39号、篠栗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

#### 議案第39号

##### 篠栗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

本議案は、乳幼児医療助成拡大に伴い、関係規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、

1. 題名を「篠栗町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例」に改めるもの
2. 助成対象者を小学校就学前の者から小学校6年生までの者に拡大するもの
3. 助成対象のうち、小学生については「入院のみの助成」とするものです。

施行期日は、平成25年4月1日です。

なお、経過措置として、新条例の規定は、この条例の施行の日以降に受ける医療費について適用し、施行日前に受ける医療費は、なお従前の例によること。また、新条例の施行の際、現に改正前の篠栗町乳幼児医療費の支給に関する条例第5条の



規定による認定を受けている者は、新条例第5条の規定による認定を受けたものとみなします。

委員会の中で、条例の題名について、「子ども」より「児童」のほうが適当ではないかという意見がありました。

県内の状況は、「子ども」としているところと「児童」としているところどちらもあり、その定義が曖昧なため、糟屋地区で協議の上、「子ども」に統一することにしたとのことであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 審議の途中で、小学生は入院のみにとどめるという部分についての意見なり何なりというのは何もなかったんですかね。

○議長（今泉正敏君） 後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） そのことについてはありませんでした。

○議長（今泉正敏君） ほかにございますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第41号、工事請負変更契約の締結について〔篠栗町社会体育館改修工事〕を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

## 議案第41号

### 工事請負変更契約の締結について

本議案は、平成24年度篠栗町社会体育館改修工事について、変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求められたものであります。

内容は、篠栗町社会体育館改修工事について、梁布設の追加、工事進捗に支障を来す付替え工事や施設の不具合箇所の補修工事を行ったことにより、工事請負費796万6,350円を増額し、総額5,962万6,350円で、株式会社浅沼組九州支店執行役員支店長 田島茂文と変更契約を締結しようとするものであります。

なお、設計当初では、地盤の隆起により、床とのすき間が15センチほどしかなく、床下の状況確認ができなかったとのことであります。

委員からは、変更契約はやむを得ないかもしれないが、もう少し設計の段階からチェックすべきじゃないかとの意見が出ております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論がございますので、まず反対討論からまいります。

反対討論の方。

4番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 議席番号4番、横山でございます。

私は、本議案に反対の立場で意見を申し上げます。

本議案は、平成24年度篠栗町社会体育館改修工事について、元請負代金に元請負代金の15.4%強に当たる796万6,350円を追加し、契約金額を5,962万6,350円に変更する変更契約を締結するため、議会の議決を求められたものであります。

ただ、この工事は、業者の指名基準や発注基準を定めた要綱等に違反して発注されたことから、最初の契約締結時にも反対した経緯があります。したがって、今回の変更契約にも整合性を保つため、反対をいたします。

また、今回の変更の主な理由が、説明によりますと、不可避な地盤の隆起に対し梁を補強追加することで構造体力が向上し、隆起の抑制ができるため、この箇所の工事を追加するとありますが、設計を実施する際、この体育館の地盤の特殊性は十分わかっていたはずであります。それにもかかわらず、本設計の基本とも言うべき梁の補強を追加しなければならないこと自体、理解に苦しみます。今後、設計事務所を指名する場合は、その力量を十分考慮されることを強く要望し、反対討論を終わります。

○議長（今泉正敏君） 次に、賛成討論のある方ありませんか。

次に、反対討論のある方。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第42号、平成23年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

本案は、決算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

草場委員長。

○決算審査特別委員会委員長（草場謙次君） 報告いたします。

議案第42号

平成23年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分について

本議案は、平成23年5月に公布された地域主権改革一括法の施行に伴い、地方公営企業法の一部が改正され、平成23年度の決算から減債積立金などの法定積立金の積み立て義務が廃止され、剰余金を処分する場合、条例もしくは議会の議決により積み立てることとなったことから、利益剰余金のうち1,200万円を減債積立金へ積み立てを行う剰余金処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

報告を終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決することに決定されました。

日程第4、議案第43号、平成23年度篠栗町歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案も決算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
草場委員長。

○決算審査特別委員会委員長（草場謙次君） 報告します。

議案第43号

平成23年度篠栗町歳入歳出決算の認定について

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度篠栗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定を求められたものであります。

一般会計においては、

歳入総額 95億611万3,480円

歳出総額 89億7,241万3,113円

歳入歳出差引額 5億3,370万367円

翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額 5,334万3,760円

実質収支額は 4億8,035万6,607円です。

特別会計については、

国民健康保険特別会計

歳入総額 29億1,883万4,966円

歳出総額 29億6,648万6,734円

歳入歳出差引額 △4,765万1,768円

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は△4,765万1,768円です。

#### 後期高齢者医療特別会計

歳入総額	3億731万1,090円
歳出総額	3億167万9,900円
歳入歳出差引額	563万1,190円

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は563万1,190円です。

#### 流域関連公共下水道事業特別会計

歳入総額	8億9,494万210円
歳出総額	8億8,590万9,810円
歳入歳出差引額	903万400円

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は903万400円です。

#### 水道事業会計

収益的収入額	4億9,857万745円
収益的支出額	4億7,090万9,712円
当年度純利益	2,490万833円
前年度繰越利益剰余金	12億7,908万6,346円
当年度未処分利益剰余金	13億398万7,179円
翌年度繰越利益剰余金	12億9,198万7,179円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する1億4,625万66円は、損益勘定留保資金等で補填しております。

詳細については決算審査特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり認定いたしております。

報告を終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論がございますので、まず反対討論からまいります。

反対討論でございます方。

4番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 議席番号4番、横山でございます。

私は、本議案の平成23年度篠栗町歳入歳出決算のうち一般会計についてのみ認定に反対いたします。そして、その立場で意見を申し上げます。

本決算には、平成23年度一般会計補正予算（第6号）に対する反対討論で意見を申し上げました総合保健福祉センターのバイオマスボイラー建設費が含まれております。バイオマスボイラーの設置そのものには反対する理由はありませんが、だれが設計・積算したかも明らかにされないまま建設された施設及び建設に要した支出を認めるわけにはいきません。

したがって、本議案の認定には反対いたします。

○議長（今泉正敏君） 次に、賛成討論のある方ございませんか。

次に、反対討論のある方。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第43号は、委員長報告のとおり認定することに決定されました。

日程第5、議案第44号、平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

草場委員長。

○予算審査特別委員会委員長（草場謙次君） 報告します。

議案第44号

平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5億662万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ103億893万4,000円とするものです。

歳出の主なものは、

民生費において

- ・ 国・県補助金返還金…………… 2,323万1,000円

衛生費において

- ・ ポリオ予防接種事業委託料…………… 1,184万9,000円

農林水産業費において

- ・ 極楽池維持補修工事…………… 3,100万円

土木費において

- ・ 地すべり対策費…………… 8,600万円
- ・ 町道整備費…………… 5,500万円
- ・ 河川改修費…………… 1,740万円

公債費において

- ・ 繰上償還…………… 2億7,046万7,000円

などです。

歳入の主なものは、

- ・ 普通交付税…………… 2,757万6,000円
- ・ 農村環境整備事業費補助金…………… 1,500万円
- ・ 繰越金…………… 3億8,035万6,000円
- ・ 自然災害防止事業債…………… 8,600万円などです。

債務負担行為では、平成23年度粕屋南部消防組合分担金2,000万7,000円が追加されております。

地方債補正では、臨時財政対策債と防災対策事業債の起債の限度額がそれぞれ変更されております。

詳細については、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。報告を終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第45号、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案も予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。草場委員長。

○予算審査特別委員会委員長（草場謙次君） 報告いたします。

議案第45号

平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

本議案は、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ7,037万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,657万1,000円とするものです。

増額の主なものは、

- ・歳出 一般被保険者償還金……………5,705万3,000円
- 退職被保険者等償還金……………1,567万1,000円
- ・歳入 一般被保険者国民健康保険税……………813万3,000円
- 財政調整交付金……………5,705万3,000円
- 療養給付費交付金……………1,502万9,000円

減額の主なものは、

- ・歳出 介護納付金……………16万7,000円
- 前年度繰上充用金……………234万9,000円
- ・歳入 前期高齢者交付金……………803万3,000円など

です

詳細については、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

報告を終わります。



○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第46号、平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案も予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。草場委員長。

○予算審査特別委員会委員長（草場謙次君） 報告します。

議案第46号

平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

本議案は、平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に歳入歳出それぞれ1,129万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,236万円とするものです。

増額の内訳については、

- ・歳出 後期高齢者医療広域連合納付金……………1,107万6,000円  
保険料還付金……………21万8,000円
- ・歳入 普通徴収保険料……………559万9,000円  
繰越金……………563万1,000円  
諸収入……………6万4,000円です。

詳細については、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

報告を終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、請願1号、「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君）

請願1号

「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を  
国の関係機関に求める意見書提出に関する請願

本請願は、篠栗町大字和田910-175、一ノ瀬治茂氏より提出されたものであります。なお、審査当日は、説明者として一ノ瀬氏ほか荒木二夫氏が出席されております。

主な請願内容は以下のとおりです。

昨年度は、「義務標準法」の改正に伴って、小学校1年生の35人以下学級が実現しました。しかし、残念なことに、今年度期待された小学校2年生の35人以下学級化については法改正が見送られ、加配措置にとまりました。

文部科学省が2010年に実施した調査の結果では、「小中学校の学級規模」として、保護者の6割以上が26人から30人の規模が望ましいという意見を挙げています。このように、保護者も少人数学級を望んでいることは明らかです。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育が受けられることが憲法上の要請です。三位一体改革では、義務教育費国庫負担制度の国

負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、教育条件格差も生み出しています。

そこで、2013年度政府の予算編成において、

1. 少人数学級を推進すること。当面、小学校2年生以上の35人以下学級を早期に実現すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、請願1号は、委員長報告のとおり採択することに決定されました。

日程第9、意見書案第2号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

意見書案第2号を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（今泉正敏君） 日程第10、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とい

たします。

総務建設・文教厚生各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、招集日に配付しておりました各常任委員会の閉会中の調査結果について質疑等があれば受けたいと思いますが、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正君) 平成24年第3回定例会の閉会に当たり、御挨拶申し上げます。

長時間にわたる審議、まことにありがとうございました。

平成23年度決算の認定や平成24年度補正予算など、上程いたしました10議案全てについて可決いただきましたことに感謝申し上げます。

第3回定例会会期中の9月11日で、「東日本大震災」から1年半経過いたしました。1年前の第3回定例会閉会挨拶で私は、「震災後6カ月ということで、テレビや新聞では現在の状況、これからの被災地の復興に向けての方策、福島原発事故

対応等の特集が相次いで組まれていましたが、とにかく国・県を初め民間も一体となった復興への意思表示を強く打ち出した取り組みの継続が望まれるところであります。今後、日本全体で痛みを分かち合いながら、被災地の復旧・復興、日本の復興を進めていかなければなりません」と所感を述べました。

あれから1年たって、報道での震災後1年半の経過の特集を見ると、昨年述べた所感から一歩先に進んで、ここまで国は被災地住民のためにやってくれている。だんだん先が見えてきたようだと言え、それがまだまだできないことに、規模の大小はあれ、同じ住民を守る仕事をしている身として、内心じくじたる思いがいたします。

特に、この半年間の与野党間の政争は見るにたえないものがあります。早々に解散総選挙が行われ、日本の将来を真に憂い、本腰で復興に取りかかる、そして最近、特に揺らいでいる外交問題をしっかり落ちつかせて、アジアの玄関口としての九州福岡に住む私たちにとっても、安心を与えてくれるような政権の誕生を望んでおります。

さて、平成23年度決算の認定を受けました。一般会計決算の総括をいたしますと、経常収支比率は89%と、90%を切ることができました。まだまだ目標とする80%台半ばまでの道のりは険しいものがありますが、平成24年度以降も少ない財源を有効に、そして効率的に配分し、さらなる健全財政を目指してまいりたいと考えております。

そうした中で、一番効果的な策は人事の効率化であります。職員が毎年一歩ずつ能力をアップさせ、他の自治体にあっと驚くような能力を身につけることで、仕事のさらなる効率化が図られ、時間外労働が減少し、臨時職員の効率的配置等による人件費の削減に結びつくと考えております。

昨年、代表監査委員から御指摘をいただいた人件費の無駄を省く、人件費の無駄を省くとはどういう対策が必要か。英知を集めて多面的に検討されることを提案する。その場合、組織改革や人員配置のほかに、職員の日々の行動のあり方の中に、「5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）」の考え方を取り入れることを提案すると、言葉の重みをこれからも職員全体で考え続け、行動に移してまいります。

努力にゴールはないと信じております。頑張れば頑張った分だけ職員の力となり、篠栗町の力となると信じております。監査委員からいただいた提言、そして決算審査特別委員会で議員の皆様からいただいた今後の改善に向けたさまざまな御意見、要望を尊重して、24年度下半期、そして25年度以降に向けて、さらに職員一層

努力してまいりたいと考えております。

さて、決算連合審査の中で御質問がありましたので、昨年度に私から、天空会館建設に係る疑問について御報告しておりました件の現時点での中間報告をいたします。

昨年半ばに町が保管しております書類の中に、「積算数量拾書」と呼ばれる設計金額を算定するための計算書が2種類見つかり、新たな疑問が生まれました。関係機関や顧問弁護士と意見交換を重ね、平成23年12月に、設計会社に真相解明に協力していただきたい旨の照会書を送付いたしました。残念ながらその設計会社から、当時の担当者は退社しており、詳細はわからない。当該建設に係る設計関係書類は、当社の保存期限を経過しており、照会された資料に対する検証はできかねるとの回答でありました。

顧問弁護士との協議の結果、当該設計会社にこれ以上、この積算数量拾書に関する解明を求めるのは無理であろうとの判断に至りました。真実は闇に隠れてしまいましたが、積算数量拾書に関する疑問は解けたわけではありません。今後、新たな証言や事実が出ましたら、引き続き真相究明を行ってまいりたいと考えております。

地方分権が一層進むこれからの時代、町の個性をいかにしてつくるかがこれからのまちづくりのキーポイントであると言っても過言ではありません。これまで長い期間そうであったように、他の自治体がやっているとおりの護送船団方式の自治体運営が行われ、横並びこそよしとする時代は早晚終えんを迎えます。これからはいかにして個性を創造するか、そしてそれに向かって考え、行動していく中に、職員も住民もいかに喜びを感じることができかが大事なポイントであると考えております。まさに21世紀型の新しい公共であります。

孫・子の時代になって振り返ったときに、「あの時代に多くの汗を流してくれた議員の皆さんが、行政のみんなが、そして自分たちの家族や地域の人たちがいたからこそ、こんなすばらしい今があるのだ」と思ってくれるような、そういった努力をここにいる私たち全員でしていかなければならないと考えております。

議員各位におかれましては、今後とも御指導賜りますとともに、篠栗町のさらなる発展のためにも汗をかく本柱となって御尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

これを持ちまして、平成24年度議会第3回定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

長時間、皆様、御審議ありがとうございました。そして、4年間どうもありがとう

うございました。

○議長（今泉正敏君）　これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成24年第3回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会　午前10時40分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

---

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎

---

篠栗町議会議員

飯田 浩二

---